

三九郎



1月9日、10日と各地区で三九郎が行なわれました。無病息災、五穀豊穰を願い、毎年行なわれる地域の伝統行事です。

冬空にそびえ立つ様々な三九郎。火をつけるのがもったいない出来栄です。力を合わせ作り上げることで、親から子ども達へと伝統が受け継がれます。

村のうごき (1月1日現在総人口)

人口	=8,793人	(前月比-2)
男	=4,358人	(前月比-2)
女	=4,435人	(前月比±0)
世帯数	=2,915世帯	(前月比+1)

■百瀬村長 新年のごあいさつ……………2

■功労者・地域づくり表彰……………3

■所得税・村県民税の申告相談……………4

■いちいの里からこんにちは！……………6

新年のごあいさつ



山形村長
百瀬 久



明けましておめでとーうござい
す。

平成28年の新春にあたり一言ご
いさつ申し上げます。

村民の皆さまにおかれましては、
夢と希望に満ちた新年を健やかに
迎えることとお慶び申し上げます。
昨年は開村150周年に向けて、1
41年目を元氣よくスタートしまし
た。村民の皆さまには村政各般に
たり、真摯なご理解とご協力を賜
りましたこと心から感謝申し上げま
す。おかげ様で明るく元氣な山形村
を全国に発信できましたこと謹ん
ご報告申し上げます。

さて、昨年の世相を表す漢字は
「安」に決まりました。12月15日
は京都清水寺の舞台で森貫主の力強
い揮毫が行なわれました。安心・安
全・テロ・安保と不安な情勢に安心
を願う国民の思いが表れたものとの
説明をいただき、新しい年は是非安
心な年であって欲しいと森貫主も述
べておられました。

山形村では安心・安全な村づく
りのため防災無線の導入を進めて
います。すでに基本設計に着手し
ており、28年度中に全戸へ戸別受
信機の設置を予定しています。予
算の面でも大変大きな事業となり
ますが、各区自主防災会や地元連
絡班、さらには近所同士の自助共
助の精神によって、効果ある防災体
制の構築にご理解とご協力をお願い
いたします。

また、大きな方針として打ち出
しました健康寿命延伸の村づくり
では、昨年「健康寿命延伸検討委
員会」が立ち上がりました。この
活動は、長野県のACEプロジェクト
の健康地域づくりモデル市町
村にも選定されています。活動をス
タートした昨年は、森貫主、阿部知
事と「健康」をテーマにした対談を
開催し、今後の活動についてのご支
援もお願いしました。

8月22日に開催した「健康のつ
どい」には、元NHKディレクタ
ーで、「ためしてガッテン」の演出
担当デスクである北折一氏による
講演と指導をいただき、健康への
関心をより高めていただきました。
現在、「健康寿命延伸検討委員
会」では村内の医療機関、大学の識
見を有する方々、松本保健福祉事務
所等のご協力のもと具体的な計画の
検討に入っております。方向性を決
定した上で、今年「健康寿命延伸

実行委員会」に引き継がれる予定で
す。

また、基盤産業である農業振興に
おきましてはTPP（環太平洋連携
協定）に対応し、高品質な農産物作
りのため、各種事業に前向きに取り
組んでいきたいと考えています。そ
のひとつ、唐沢地区における畑地灌
漑施設は、先に行なったアンケート
結果をふまえて更新に向けて前向きに
取り組んでいきます。また、懸案と
なっております大池原東原地区の排水
問題は、農水省・財務省へ予算確保
の陳情を済ませ、目下県営事業での
事業採択に向けて鋭意努力を注いで
おります。さらに、竹田地区水と環
境を守る会が活用しています多面的
機能支払交付金制度は、村全域にわ
たって活用を進めるよう県の助言を
受けていますので、全水利組合に参
加をしていただくよう、周知に努め
ることとしています。関係者の皆さ
まのご協力により一歩でも二歩でも
前進するよう取り組んでいきたいと
思います。

いづれにおいても、今までに蒔い
た種が少しずつ芽を出そうとしてお
ります。今年一つでも花が咲くよ
う努めてまいりますので、一層のご
支援ご協力をお願い申し上げます。
結びに今年1年が健やかで、穏や
かな良き年でありませう心からご
祈念申し上げます、年頭のあいさつとい
たします。

村より感謝状をお贈りしました

次のとおり村に寄附をいただきましたので、12月に感謝状
をお贈りしました。

- ◇上條 清文 様(神奈川県在住)
100万円
- ◇株式会社オーイケ 様
100万円
- ◇森井自動車株式会社 様
軽トラック1台



寄贈いただいた
キャッチフレーズ入り軽トラック

児童手当についてのお知らせ 2月の支払いについて

平成27年10月～28年1月分の児童手当が、
2月10日(水)にご指定の口座に振り込まれま
す。記帳によりご確認をお願いいたします。

区 分	月 額	
0～3歳未満	15,000円	
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
所得制限を超えた受給者	5,000円	

原則として毎年6月、10月、
支給時期 ⇒ 2月にそれぞれの前月分まで
の手当を支給します。

◇お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

～所得税の確定申告・村県民税の申告納税相談のお知らせ～

山形村申告納税相談期間：平成28年2月16日(火)～3月14日(月)

山形村で所得税の確定申告（以下「確定申告」）・村県民税（以下「住民税」という。）の申告をする方は、平成28年1月1日現在で山形村にお住いの方が対象となります。

平成27年分の確定申告ならびに平成28年度住民税の申告期間は2月16日(火)～3月15日(火)ですが、**山形村では3月14日(月)までの期間中、役場2階会議室に申告納税相談会場を設け、皆さまの申告相談を実施いたします。**

あらかじめ地区ごとに日程を決めましたが、ご都合にあわせてお越しください。（申告納税相談の日程を参照）

対象日が各地区複数日ありますが、申告期間終盤は混雑が予想されますので、お早めの申告をお願いいたします。

また、2月26日(金)には役場の夜間窓口開設日にあわせ夜間申告相談、2月28日(日)は平日に来られない方のために日曜申告相談を実施しますのでご利用ください。

なお、申告期間中は大変混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

※注意 「青色申告」・「繰越損失」・「政党等寄附金特別控除」など所得税特有の申告や控除に係るもの、株式や不動産等の譲渡所得のある方は、税務署で申告してください。

○住民税（村・県民税）について

住民税は、確定申告や住民税の申告あるいは勤務先または年金保険者から山形村に提出される支払報告書等に基づき役場で税額を計算し、税額を通知して納税していただいております。

確定申告や住民税の申告をされなかったり、あるいは勤務先や年金保険者からの支払報告書の提出がない場合には、収入（所得）があったかどうか把握することができないため、適正な課税ができません。

また、所得・課税・非課税などの証明書を発行することもできなくなります。

国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の保険税（料）の算定にも、収入（所得）等の把握が必要となり、申告がない場合は、正しい保険税（料）の計算ができず、保険税（料）が高額になる場合がありますので申告はとても大切です。

○住民税の申告が必要な場合（ただし、下記に該当しても確定申告が必要な場合もあります。）

- ・平成27年中に収入がなかったが、所得・課税・非課税等の諸証明が必要な場合。
- ・平成27年中に収入がなかったが、国民健康保険に加入している場合。
- ・年金収入400万円以下で確定申告が不要になったが、年金の源泉徴収票に記載のある所得控除（配偶者控除等）以外の住民税の所得控除を受けたい場合。
- ・勤務先（パート、アルバイト含む）から山形村役場へ給与支払報告書が提出されていない場合。（提出が不明な方は勤務先または役場へご確認ください。）
- ・給与以外に所得があった場合。（給与以外の所得が20万円以下で確定申告不要な場合）
- ・確定申告不要な場合でも、営業・農業・不動産・配当・年金・その他雑・一時などの所得がある場合。

○住民税の申告が必要ない場合

- ・確定申告をされる場合。
（税務署から村へ確定申告書の情報が送られてくるため、改めて住民税の申告は必要ありません。）
- ・収入が給与所得（1ヶ所）のみで、勤務先で年末調整が済んでいる場合。
- ・収入が公的年金（遺族年金、障害年金等の非課税年金を除く）のみで、年金の源泉徴収票に記載された所得控除以外に所得控除を受けない場合。
- ・非課税収入（遺族年金、障害年金、失業給付金など）のみの場合。
ただし、所得証明書などの諸証明が必要な場合や国民年金保険料の申請免除を受ける場合、国民健康保険税の軽減措置を受ける場合などは住民税の申告が必要です。

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 所得（収入）を証明する書類
 - ・給与・公的年金等の源泉徴収票
 - ・農業、営業、不動産等の収支内訳書
- ③ 各種控除を受けるのに必要な書類
 - ・社会保険料（各種年金、その他健康保険等）の掛金支払証明書
 - ・生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - ・医療費の領収書など
（事前に各個人ごとの合計をまとめておきましょう。）
- ④ 申告者本人名義の金融機関の通帳
- ⑤ 申告書（税務署から送付された方）
- ⑥ その他申告に必要な書類

【ご注意ください】

- ・収支内訳書は必ず作成してお持ちください。
- ・申告相談会場での作成の対応はできません。

・一時所得等の支払証明書など

～申告納税相談の日程～

時間及び会場	3月												2月												月				
	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	日
	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	曜日
★会場 山形村役場 2階 申告相談会場 ※会場へは庁舎西側入口をご利用ください。 (エレベーターをご利用の方は庁舎正面入口からお入りください。 ※2月28日は使用不可)	(添付書類不備など再提出する方) (休業日) (休業日)												(添付書類不備など再提出する方) (休業日) (休業日)												対象地区等				
★時間 平日【午前】午前9時から正午(受付11時30分)まで 平日【午後】午後1時から5時(受付4時30分)まで 夜間【2月26日(金)】午後5時15分から8時(受付7時30分)まで 日曜【2月28日(日)】平日時間と同様 ※状況により受付時間を変更する場合がありますのでご了承ください。	上竹田 下大池 小坂 (休業日) (休業日) 小坂 中大池 上大池 下竹田												日曜申告相談【平日に都合が悪い方】 (休業日) 夜間申告相談【平日の昼間に都合が悪い方】 (休業日)												日曜 夜間				

所得税の確定申告は e-Tax (電子申告) が便利です

- ① 税務署等に出向かず、ご自宅のパソコンから手軽に確定申告ができます。
- ② 自動計算機能が付いていて、しかも期間中は24時間受付。
- ③ 医療費の領収書、源泉徴収票等の添付書類の提出を省略できます。
- ④ 還付申告は、書面申告と比べて処理が早く還付がスピーディー。

おうちで作成 ネットで申告

詳しくは
<http://www.e-tax.nta.go.jp>
 をご覧ください。

松本税務署の申告相談について

- ◆会場 松本税務署 庁舎1階
- ◆時間 午前8時30分～午後5時まで
(土・日曜日、祝日は閉庁日です)
- ◆電話相談
松本税務署に電話をかけると、自動音声案内が流れますので、ご用件に応じて次の番号を押してください。
 - ・番号「0」：確定申告に関する質問及び相談
(番号「0」については1月4日から利用可)
 - ・番号「1」：税金に関する質問及び相談
 - ・番号「2」：税務署からの照会等

※還付申告の方は、2月16日(火)以前でも申告書を提出することができます。

所得税のご相談は
 松本税務署 ☎32-2790
 村県民税のご相談は
 役場税務課 ☎98-5663

松本税務署からのお知らせ

- 1 **ご自宅での確定申告書の作成・郵送**

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】
 確定申告期間中(2月16日～3月15日)は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。
 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用いただくと、自宅等で確定申告書等が作成できますので、書面で印刷し郵送等でご提出ください。
- 2 **復興特別所得税**

【所得税の確定申告をされるすべての方へ】
確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。
 平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。
 復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。
- 3 **公的年金等受給者に係る確定申告不要制度**

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には所得税の確定申告は必要ありません。
 ※ 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
 なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。
 また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されないこととなりました。

山形村国民健康保険から医療費情報をお知らせします

●国保から医療機関等へ支払った金額（11月診療分）

61,498,453円（前年同月額：49,087,910円）

※この金額は療養給付費・療養費・高額療養費・精神給付の合計です。

個人番号
(マイナンバー)
通知カード等も必要です!

必ず届け出を
〜こんなときは〜

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入 国保に	職場の健康保険をやめたとき	健康保険の喪失証明書（退職証明書）・印鑑
	職場の健康保険の扶養資格がなくなったとき	扶養資格喪失証明書・印鑑
喪失 国保を	職場の健康保険に加入したとき	保険証（新・旧両方必要です。）
	職場の健康保険の扶養になったとき	印鑑
その 他	就学のため村から転出する場合 (山形村国保の保険証が転出先でも使用できるようになります。)	在学証明書 印鑑
	保険証が破れた・汚れた・なくなったとき	使えなくなった保険証・印鑑

お問い合わせ 住民課 ☎98-3112

いちいの里から こんにちは！ 年1回は必ず健診を受けましょう。

平成20年4月より40歳から74歳の方がいつまでも健康に過ごすために、加入している医療保険者は特定健診を実施することが法律で義務づけられました。

近年、日本人の生活習慣の変化等により、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍が増加しており、それを原因とする死亡は全体の約3分の1にもものぼると推計されています。

生活習慣病予防のためには、毎年必ず1回は健診を受診し、血液検査や尿検査で体の状態を知り、保健指導を積極的に利用しながらバランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身につけ、いつまでも健康に生活できるようにしましょう。

※1 山形村国民健康保険加入者のみなさんは山形村の健康スクリーニング、人間ドック、村内医療機関での個別健診のいずれかにより、特定健診を受けることができます。

※2 社会保険、健保組合等の加入者のみなさんは会社で指定された方法での健診になります。

※3 75歳以上の方は健康スクリーニングまたは人間ドックを、20～39歳の方は健康スクリーニングを受けることができます。

○平成28年度の健康スクリーニング・がん検診の申し込みについて

申込用紙は2月頃に健康づくり推進員が各戸に配布いたします。健康で元気に過ごせるように是非健診・検診を受けていただくことをお勧めします。



乳がん検診・子宮がん検診無料クーポンをお持ちの方へ

節目年齢の方には、平成27年5月頃に無料クーポンが配付されています。

クーポン使用期限が2月末となっていますので、医療機関に確認・予約のうえ受診しましょう。

保健福祉センター いちいの里 保健福祉課 ☎97-2100

防災だより

②① 松本広域消防局
山形消防署

謹賀新年

昨年は消防行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。本年も火災予防などご協力をよろしくお願い致します。

地震に備えて

災害はいつ自分の身に降りかかってくるかわかりません。地震・雷・火事・親父という言葉がありますが、いずれも予測できるものではありません。仮に災害が予測できて明日地震が起こると想定しましょう。きっと誰しもが地震に備えて避難場所の確認や、非常用持ち出し物品の準備や確認をするはず。供えあれば愛いなしです。

今からでも地震対策をしましょう！



〈家の中を確認しましょう！〉

・タンスや食器棚など倒れてきて危険なものは突っ張り棒や安定板で固定しましょう。
・窓ガラスなど割れて飛散しないよう、ガラス飛散防止フィルムを貼りましょう。

〈災害時に便利に使える物〉

非常用持ち出し物品は一人で持ち出せる最低限の物を準備しましょう。



松本広域消防局
山形消防署
☎98-44455



掲示板

ギャンブル依存症家族講座

ギャンブル依存症を病氣として理解し、正しい対応を学ぶための家族講座を開催します。

●日時・内容
第1回 2月10日(水)

午後1時30分～4時

テーマ…ギャンブル依存症とは
内容…病氣としての理解、コントロール障害・否認について

講師…精神保健福祉センター職員

第2回 2月17日(水)

午後1時30分～4時30分
テーマ…ギャンブル依存症からの回復
内容…ギャンブル依存症と法律問題

回復者・家族の声
講師…山本法律事務所 山本賢一弁護士

●会場 松本合同庁舎 2階 測定室
●その他

- ・各回とも午後1時より受付です。
- ・申し込まれた方は全日程参加してください。
- ・ギャンブル依存症ご本人の方は参加できません。

●参加費は無料です。
●申し込み・お問い合わせ
2月2日(火)までにお申し込みください

い。(定員30名)

松本保健福祉事務所

☎40-1938

成年後見人等のつどい

「親族の成年後見人に選任されたけれど、成年後見人の立場や役割は？」

「親族後見人と専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の後見人ではどんな違いがあるの？」

親族で成年後見制度の利用をしている方、これから利用を検討している方、このような思いはありませんか。

実際に成年後見人等を受任している司法書士の先生に講演をしていただきます。

●日時 3月5日(土)

午後1時30分～4時

●会場 松本市松南地区公民館

2階 会議室4

(松本市芳野4番1号)

●内容

(1)講演「親族後見人と専門職後見人の立場・役割について」

講師 古川 静男 司法書士

(2)質疑応答、個別相談

●対象者

松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村に在住で

(1)親族等の成年後見人、保佐人、補助人になっている方

(2)成年後見制度の利用を検討している方

(3)成年後見制度に関心のある方

●参加費 無料

●申し込み・お問い合わせ

2月8日(月)～2月26日(金)に電話でお申し込みください。(定員20名)

個別相談を希望される方は、申し込みの際にお申し出ください。

松本市社会福祉協議会
成年後見支援センターかけはし

☎88-6699

障害者就職面接会

ハローワーク松本では、障害者の方を対象とした就職面接会を開催します。

企業の担当者と面接できる絶好の機会です。

●日時 2月23日(火)

午後1時30分～4時

●会場 ホテルブエナビスタ

3階グラウンテ

●お問い合わせ

ハローワーク松本 ☎27-0111

『すくすくまつり』開催☆

- 日時 2月20日(土) 午前10時～午後3時
 - 場所 子育て支援センター「すくすく」
 - おたのしみ・・・
 - ・午前10時30分～ 劇団「ふたご座」による人形劇
 - ・午後1時～ 全館解放 自由あそび
 - ・人形劇終了後おみせやさんOPEN!
- 「ポップコーン」と「ヨーヨー祭り」(無料)
- ※天候の影響などで内容が一部変更になる場合があります。
- ※申し込みは不要です。
- ◎お問い合わせ
子育て支援センター「すくすく」 ☎98-5600

平成28年度

山形村臨時職員

募集のお知らせ

◆募集する職種及び採用人数

・学校給食調理員 若干名

・学校施設管理員 1名

◆勤務地

いずれも山形村立山形小学校

◆賞金額(時給)

・学校給食調理員 870円

・学校施設管理員 840円

◆受験資格

・学校給食調理員

平成28年3月31日現在で59歳未満の方

・学校施設管理員

平成28年3月31日現在で69歳未満の方

◆試験日(面接試験)

2月26日(金)

◆申し込み受付期間

2月2日(火)～2月17日(水)(土・日・祝日を除き、午前8時30分～午後5時15分)

◆申し込み

教育委員会事務局(または村ホームページからダウンロード)にある応募用紙に必要事項を記入のうえ、同所へ提出してください(郵送可)。

◆お問い合わせ

教育委員会事務局

☎98-3155

YCS 2月の番組ガイド

放送時間 月～土 6時35分、9時、10時、11時……23時まで毎時間 / 日 9時 12時 15時 18時 21時

日	月	火	水	木	金	土
31	2/1 山形村 健康体操	2 技の彩	3 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	4 週刊・ニュース アーカイブ	5 ウィークエンド 情報局	6 ウィークエンド 情報局 (再)
7 まると 一週間	8 怖いけど知り たい体の話	9 極限のクルマ 技術	10 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	11 週刊・ニュース アーカイブ	12 ウィークエンド 情報局	13 ウィークエンド 情報局 (再)
14 まると 一週間	15 朝日・山形 史跡めぐり	16 朝日・山形 史跡めぐり (再)	17 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	18 週刊・ニュース アーカイブ	19 ウィークエンド 情報局	20 ウィークエンド 情報局 (再)
21 まると 一週間	22 信州のチカラ	23 国税の窓	24 ちよいと 気になる 隣の話題 「朝日村週刊 ニュース」	25 週刊・ニュース アーカイブ	26 ウィークエンド 情報局	27 ウィークエンド 情報局 (再)
28 まると 一週間	29 JA グリーンタイム	3/1	2	3	4	5

※都合により番組内容・放送日程が変更になる場合があります。

今月の目玉

15日 朝日・山形史跡めぐり

16日

2月の村税等納期限…2月25日(木)

固定資産税第4期、国民健康保険税第8期、
後期高齢者医療保険料第8期、介護保険料第8期

口座振替の方は、預金残高を確認して振替ができるように、
また現金納付の方は、納め忘れのないようにしてください。

※税金、料金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

政治家の寄附は禁止、 有権者が求めることも 禁止されています



贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、
政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選
挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附
や贈り物を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しまし
よう。

みんなで
徹底しよう

三ない運動

- ・贈らない!
- ・求めない!
- ・受け取らない!

これらのものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

- 落成式・開店祝等の花輪
- お祭りへの寄附・差入
- 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- お歳暮・お年賀
- 町内会の集会・旅行等の催物への寸志・飲食物の差入
- 秘書等が代理で出席する場合の葬儀の香典
- 病見舞
- 地域の運動会・スポーツ大会への飲食物等の差入
- 入学祝・卒業祝
- 葬儀の花輪・供花

総務省 なるほど! 選挙「寄附の禁止」
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

2月の夜間窓口開設日

16日(火)・26日(金)

業務内容：戸籍・住民票の謄本及び抄本、
印鑑登録、印鑑証明書の発行、税
金・料金の納付、所得証明書等の
発行、公図閲覧、125cc以下のバ
イクの登録・廃車

業務時間：午後8時まで

出入口は、正面玄関です。

男女共同参画

法律相談(予約制)のご案内

毎日の暮らしの中で、法律の専門家のアドバイスが欲しいと
き、女性弁護士による「あいとびあ法律相談」をご利用くださ
い。

- 相談内容 離婚・相続・金銭やDV、セクハラや雇用問
題など。
- 相談料 無料
- 相談会場 男女共同参画センターあいとびあ(岡谷市)
- 申し込み方法 電話にて予約(火曜日から土曜日まで)
- 申し込み先 男女共同参画センターあいとびあ

☎0266-22-8822 (相談専用電話)